

9. サンフランシスコ平和条約

1. 日本の講和準備

1946 年 11 月 外務省条約局・政務局で平和問題研究幹事会を設置し準備開始。

ここで作成された資料は外務省文書「対日平和条約関係準備研究関係」第 1 巻に収められているが、領土関係の項はほぼすべて非公開となっている。

2. 当時の日本政府の千島列島の定義

1950 年 3 月 8 日 衆議院外務委員会における島津久大政務局長答弁。

「ヤルタ協定の千島は、南千島、北千島を含めたもの。ハボマイ、シコタンは千島に含まれていない」。

西村熊雄条約局長答弁。

「[ウルップ・エトロフ間の] 国境以北だけが千島列島であって、それ以南の南千島が千島列島でないという解釈は生まれない」。

1950 年 3 月 8 日衆議院外務委員会会議録より¹

○浦口委員 たいへん時間が迫つておるといふ委員長のお話ですので、簡単に明瞭に御質問いたしたいと思ひます。

千島諸島の帰属問題について、二、三御質問申し上げたいと思ひます。もちろん島嶼の帰属につきましては、講和條約に際しまして、連合軍が決定するところではございますが、しかし一応われわれ国民といたしましては、その島の法的にあるべき姿をはつきりとつかんでおくことが、たいへん必要だと考えるわけでありまゝす。実は去る二月一日の外務委員会におきまして、島津政務局長は、ヤルタ協定の「千島」という呼称については不明確で、確定する方法がない、こういう発言をされておりますが、しかしそのあとで、しかし南千島と北千島の違いは実在する、こういうふうに御答弁になつております。そういうことから申しましても、ヤルタ協定の問題はあとで申し上げることにいたしまして、まず千島列島という呼称は、一体どういう島々を千島と言うのかということを、一応お聞きしたいと思ふのであります。実は私、千島と最も近い根室に参りまして、いろいろと土地の事情を聞きましたときに、南千島と言われている、エトロフ、クナシリ、シコタン島、ハボマイ諸島等から引揚げて来た人の約一万六千人くらい、こういう人々は、すでに三代あるいは五代も前からこの島に住みついておりまして、この島々がポツダム宣言あるいはカイロ宣言、もちろんヤルタ協定を一応認めるとしましても、われわれはなぜ引揚げさせられたかということについて、非常に大きな疑問を持つております。そういう点についても、この際これをはつきりしておくことがたいへん必要であろうと考えるわけでありまゝす。一般に千島列島と申されておりますが、その中のハボマイ諸島とシコタン島、クナシリ島、エトロフ島等の島々は、非常に早くから北海道本島に属してござりまして、根室の国と、こう呼ばれております。そしてエトロフ島以北のカムチャツカ半島に至る十八の島々が、いわゆる千島の国と、こういうふうに呼ばれておるのであります。それでそのエトロフ島以南の、すなわちエトロフ島から南部の島々は、徳川幕府の初めから、日本人が住んでござりまして、三百有余年の長きにわたつて、父祖代々相次いで漁業に従事していたというのが、島の歴史上の明らかな事実であります。そのことは一八五四年、安政元年に、帝政ロシアと締結をいたしました神奈川條約、一名下田條約とも言われておりますが、これによつても明らかにされておるのであります。すなわちその第二條に、「今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべし、エトロフ島全島は日本に属し、ウルツプ島全島とそれより北方クリル諸島はロシアに属し、樺太島に至りては日本国とロシア国との間において境界を設けず、これまでのしきたり通りたるべし。」こういう一條があるのであります。これはわれわれの解釈によりますと、今まで不明確であつたロシアと日本の境をはつきりしたと解釈できると思ふのであります。しかもその後いろいろ樺太の所有問題についてトラブルがありましたので、一八七五年の五月、明治八年にわが国の全権榎本武揚がロシアにおもむき、千島・樺太交換條約というもの締結

¹ 本講義「4. サンクト・ペテルブルク条約」の「3.2. 千島列島の定義」で一部既出。

結した、こういうことも当然御承知と思うのでありますが、その第二條には、「クリル全島すなわちウルツプ島よりシウムシユ島に至る十八の島々は日本領土に属し、カムチャツカ地方、ロパトカ岬とシウムシユ島との間なる海峡をもつて両国の境界とす。」という一條があるのであります。この二つの條約から照しまして、明らかにわれわれは、ここに千島列島という名で呼ばれる部分は、少くともエトロフ島とウルツプ島との間の千島水道と言われる以北が、いわゆる千島列島と呼ばれるものである。その以南は先ほど申し上げましたように、いわゆる北海道本島に属する根室の国の一部である。こういうふうに考えてしかるべきであると思うのでありますが、その点についてまず見解をお聞きたいと思ひます。

○島津政府委員 ヤルタ協定の千島の意味でございますが、いわゆる南千島、北千島を含めたものを言つておると考えるのです。ただ北海道と近接しておりますハボマイ、シコタンは島に含んでいないと考えます。

○浦口委員 そういたしますと、一八七五年、明治八年の千島、樺太交換條約と非常に矛盾して来るのでありますが、先ほど申し上げましたように、この第二條では、クリル全島、すなわちウルツプ島よりシウムシユ島に至る十八の島々、こういうふうに北千島というものに対してはつきり第二條で定義されておるのでありますが、その点はいかがですか。

○島津政府委員 北千島の定義がそのようになつておるものと考えます。千島の定義につきましては、いろいろな経緯、歴史もあるわけでございますが、ただいま問題になつておりますヤルタ協定でいわゆる千島というものを先ほど私解釈したのでありますが、……。それで御了承を願ひます。

○浦口委員 私の承知するところでは、北千島、南千島というのはいわゆる下田條約と千島・樺太交換條約、この二つの條約によつてこういう俗称が出たと考えておりますので、公文書の上では南千島、北千島の差はないというふうに承知いたしておりますが、何かそういう公文書の上で明示されたものがあるならば、お知らせ願ひたい。

○西村（熊）政府委員 それは一九四六年の一月二十九日付の総司令官の日本政府にあてたメモランダムであります。例の外郭地域を日本の行政上から分離するあの地域を明示された覚書であります。その第三項の中に「千島列島・ハボマイ諸島及びシコタン島」とございます。いわゆる南千島と北千島とを合せて千島列島という觀念で表示してあります。

○浦口委員 その條項も私は実は調べたのでありますが、島津條約局長のおつしやるように、ザ・クリル（千島）アイランズと、こうなつております。そうなりますと、先ほど申し上げました千島・樺太交換條約の第二條にはクリル全島、こういうことになつておりまして、それはいわゆる下田條約による千島水道以北であるということは、はつきりするのであります。従つてその千島水道以南のエトロフ、クナシリ——シコタン、ハボマイはもちろんでありますが、これはは当然含まれない。こういう解釈が明らかになるのでありますが、その点いま一応御答弁願ひます。

○西村（熊）政府委員 御質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お繰言返し願ひたいと思ひます。私は政務局長とまつたく同意見ではございますが、……。

○浦口委員 そうしますと、もう一度話が元へ返るようになるのでありますが、実は下田條約では、今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべしという一條があるわけです。これによつて條約上初めて日本とロシアの境がきまつたわけです。ですからエトロフ島以南、すなわちエトロフ、クナシリ以南の島は当然もう日本国としてはつきりきまつていた後において、千島・樺太交換條約によつて、クリル全島すなわちウルツプ島よりシウムシユ島——ウルツプ島というのはエトロフとの境であります。下田條約によつてすでに日本と決定されたその以北、いわゆるウルツプ島以北がクリル全島、こういう呼称で呼ばれているのであります。そうでなければこの條約の文章が成立たないのであります。

○西村（熊）政府委員 その條約の條文を持ちませんので、確とした自信はございませんが、今繰返された文句によれば、例の明治八年の交換條約で言う意味は、いわゆる日露間の国境以外の部分である千島のすべての島という意味でございましょう。ですから千島列島なるものが、その国境以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反対解釈は生れないかと思ひます。

○浦口委員 私はどうもそれがよくわからないのであります。もう一度詳しく申し上げたいのですが、時間が

ありませんので、外務省の方で御研究願いたいと思います。この次にまた見解を発表していただきたいと思います。

それでは引続いてそういうことからいたしますと、実はその前にポツダム宣言及びその根拠たるカイロ宣言については、すなわち第一次世界戦争以後において日本が奪取し、または占領した一切の島嶼を剥奪すること、日本国はまた暴力及び貧欲により、日本国が略取しだる他の一切の地域より駆逐せらるべし。この條項は千島——一応それを南千島、北千島とわけてお話してもよろしいのですが、その両方ともこれには該当しない、そういうふう考えるのでありますが、その点いかがでありますか。

○西村（熊）政府委員 もちろんそう考えます。従つてヤルタ協定の文句も特にハンド・オーヴァー——引渡すという字を使つております。南樺太は返還すべしという用字が使つてあるにかかわらず、千島列島につきましてはハンド・オーヴァー——引渡すという違つた用語が使つてあります。その辺を考慮した上での條文かと私どもは了解しております。

○浦口委員 そうなりますと、南と北の問題は別といたしまして、クナシリ、エトロフ、ハボマイ諸島、シコタン島から強制的に引揚げなければならなかつた、その間の理由はどのような理由によるか、その点お伺いします。

○西村（熊）政府委員 今度の戦争後におきまして、連合国の日本及びドイツに対します政策の一つといたしましては、日本人及びドイツ人は将来における国境の内部に全部移住させるという政策がとられたようであります。従いましてドイツについても同じでございますが、日本につきましては、日本軍の占領地域ないしは日本の行政下の管轄の外に置かれました領域に在住しておりました邦人も、全部いわゆる強制引揚げということになつたわけでございます、その一環として、千島における在留民も、本国へ歸らざるを得ないことになつたのでございます。

1946年1月29日付の連合国総司令官の日本政府宛メモランダム²

連合軍最高指令部訓令（SCAPIN）第677号（1946年）（抜粋）

（一九四六年一月二十九日）

三 この指令の目的から日本と言ふ場合は次の定義による。

日本の範囲に含まれる地域として

日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯三十度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約一千の隣接小島嶼

日本の範囲から除かれる地域として

（a）鬱陵島、竹島、濟州島。

（b）北緯三〇度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ島、南鳥島、中ノ島を含むその他の外廓太平洋全諸島。

（c）千島列島、齒舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島

六 この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第八条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。

（日本占領及管理重要文書集第一巻基本篇）

3. サンフランシスコ条約締結前の米国の対日政策

1948年5月26日 米国家安全保障会議「合衆国の対日政策に関する報告」。

①対日講和は米国の求める基本線が実現できるまで延期する。

②沖縄基地を改修し、琉球列島を長期にわたって戦略的に利用できるよう、国際的承認を取り付ける。

² 外務省『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 1992年版』（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/1992.pdf>）31 ページ。

- ③講和後も横須賀を軍事的・商業的拠点として使用できるようにする。
- ④共産主義者の政権奪取を防ぐため、警察力を強化する。
- ⑤米国の対日政策の最高の目的を改革から経済復興に移す。

1949 年春 ドッジ・ライン（マッカーサーの経済顧問ドッジによる経済復興政策）。

財政緊縮政策

- ①赤字予算の克服。
 - ②補助金の打ち切り。
 - ③公務員・官公労働者の 42 万人削減。
 - ④失業対策費の 100 億円から 1 億円への減額。
 - ⑤新制中学校校舎建設費 2 万校分の削除。
- 不況と大量失業→労働運動の激化→弾圧・謀略・分断

4. 中華人民共和国の成立と朝鮮戦争

1949 年 10 月 1 日 中華人民共和国の成立。

1950 年 6 月 6 日 レッド・ページ始まる（日本共産党中央委員を公職から追放）。

6 月 14、23 日 対日政策に関するマッカーサー・メモ。

- ①講和後も無責任な軍国主義からの脅威がなくなるまで米軍が日本に駐留し、非武装化された日本の平和・安全保障・正義を防衛しつづける。
 - ②前項の目的のため駐留米軍は日本全土で軍事行動を行う自由を認められる。
 - ③日本国憲法第 9 条の規定にかかわらず、日本が固有の自衛権を持つことを認める
- 日米安全保障条約の締結と自衛隊の創設。

6 月 25 日 朝鮮民主主義人民共和国軍の南下開始（朝鮮戦争の勃発）。

1953 年 7 月 27 日に停戦。

6 月 26 日 日本共産党機関紙『アカハタ』停刊。

7 月末 新聞・通信社のレッド・ページ。

8 月 10 日 警察予備隊（自衛隊の前身）の発足。

5. 全面講和か単独講和か

1950 年 1 月 15 日 指導的知識人による声明。

覇権主義に立つ講和に反対し、日本が憲法に示されている平和的精神にのっとり世界平和に寄与するという神聖な義務を遂行できるような講和を要求し、単独講和は冷戦を激化させるに過ぎないとして、以下の内容の講和を要求。

- ①日本がアジア諸国とくに中国とのあいだに広汎、緊密、自由な貿易関係を持つことが保障される講和。
- ②冷戦の緩和、平和共存に貢献できる講和（冷戦の一方に加担する単独講和に反対）。
- ③講和後の日本は、中立不可侵で国際連合へ加入。
- ④軍事基地を与えることに反対。

6. アメリカの講和準備

1947 年 3 月 米國務省極東局北東アジア課長ヒュー・ボートン、最初の平和条約草案を準備。

→北方領土に関してはヤルタ協定どおり千島諸島をソ連に譲渡。

8 月 5 日 ボートン訪日後の第 2 次案でウルップ島以北割譲に変更。

10 月 4 日 ジョーシ・ケナン米國務省政策企画局長、意見書で択捉島、国後島を日本に与えることを提案。

1948 年 1 月 30 日 ボートン、「千島列島に関してヤルタ協定では定義されていない」。

- 1949 年 6 月 14 日 北海道町村会、外務大臣宛「懇請書」で、択捉島、国後島はポツダム宣言に記された千島列島に含まれないと主張。
- 27 日 在日公使ヒューストン、意見書で、択捉島、国後島は千島列島の一部で、ヤルタ協定でソ連の千島列島占領を正当化したが、この 2 島はつねに日本領であったことを考慮すべき。
- 10 月 13 日 国務長官指示に基づく平和条約案、択捉島、国後島、歯舞群島、色丹島は日本の領土と明記。
注釈には、「我々はソ連がそれを手放す見込みがまずないことを承知で、この処置を提案すべきであると考えてるのであって、そうすれば、ソ連が手放さない場合、我々は日本人の間で好意を獲得し、ソ連は日本人に不評をかうであろう」と記されていた。
- 11 月 2 日 平和条約新案、択捉島、国後島、歯舞群島、色丹島を日本の領土からはずす。
脚注には、「択捉島、国後島、及び小クリル島（歯舞群島と色丹島）の日本保持を提案すべきか否かについての決定は、まだ最終的に話されていない。現時点での考え方は、米国は、この問題を提起すべきではないが、もし日本によって提起されたなら、われわれは同情的な態度をみせるかも知れない」と記されていた。
- 12 月 29 日 平和条約第 3 案、千島列島は割譲するが、歯舞群島、色丹島は日本の領土に含まれる。
択捉島、国後島が千島列島でないとするのは無理との判断。
- 1951 年 3 月 1 日 ダレス国務省顧問案。
- 16 日 日本政府、井口貞夫外務次官によるダレス国務省顧問案に対する回答。
「南樺太の返還と千島列島の引渡しに同意」。
- 23 日 全連合国に送付された対日講和条約草案「南樺太の返還と千島列島の引渡し」を明記。
- 6 月 14 日 ソ連調印不参加の意向を踏まえた修正案「南樺太と千島列島の放棄」のみを規定。
米国は、ソ連が不参加でも日本に「南樺太と千島列島を放棄」させることが必要であった。もし、それらが日本領となると、講和条約と同時に締結する日米安保条約で防衛義務を負い、占領しているソ連軍との紛争に巻き込まれることになるから。
ソ連の平和条約調印せずとの意向は中ソ友好条約で協同での対日講和を約束していたから（中国は 1950 年 6 月勃発の朝鮮戦争を戦っている）。
- 9 月 8 日 サンフランシスコ平和条約・日米安全保障条約調印

7. 講和会議

7.1. サンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項³

第 2 条 c 項 日本国は、千島列島並びに日本国が 1905 年 9 月 5 日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに隣接する諸島に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄する。

7.2. ダレス米国代表の演説

第二条 c 項に記載された千島列島が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問があったと発言。千島列島が択捉島および国後島を含むことは明白であった。

米国代表ダレスの演説（抜粋）⁴

第一章は、戦争状態を終了し、日本国民の完全なる主権を認めるものであります。その認められた主権は、「日本国民の主権」である点に注意しましょう。日本主権の領域はどうでしょうか。第二章においてそれを取

³ 外務省『我らの北方領土 資料編』2023 年版、22 頁 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100646947.pdf>)。

⁴ 前掲『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 1992 年版』33 ページ。

扱っております。日本は日本に関する限り六年前現実に実施されたポツダム降伏条項の領土規定を正式に承認しております。

ポツダム降伏条項は、日本及び連合国が全体として拘束される平和条項の定義のみを規定しております。若干の連合国の間には若干の私的的了解がありましたが、日本も又他の連合国もこれらの了解に拘束されたものではありません。従って、本条約は、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びその他の諸小島に限られるべきことを規定した降伏条項第八条を具体化しております。第二章第二条に包含されている放棄は、厳格に且つ慎重にその降伏条項を確認しています。第二条（C）に記載された千島列島という地理的名称が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞を含まないというのが合衆国の見解であります。

7.3. グロムイコ・ソ連代表の演説

グロムイコ外相、講和条約に樺太、千島列島に対するソ連の主権の承認義務が規定されていないことをソ連の主権の侵害の企図、ヤルタ協定違反と非難。

ソ連代表グロムイコの演説（抜粋）⁵

対日平和条約は、当然、日本との講和に関連する幾多の領土問題を決定しなければならないのであります。米国、英国、中国及びソ連邦はこの点についても明確な責任を負担したのであります。これらの責任はカイロ宣言、ポツダム宣言、及びヤルタ協定中に述べられているのであります。

これらの協定は中国から分離された領土に対する中国の、現在は中華人民共和国の絶対的に論争の余地のない権利を認めているのであります。台湾、澎湖諸島、西沙群島及びその他の中国領土の如き、中国の原領土で分離されたものが、中華人民共和国に返還さるべきであることは論議の余地のないところであります。

樺太の南半部及び隣接諸島、並びに現在ソ連の主権下にある千島列島に対するソ連の領土権はこれまた論議の余地のないところであります。

かくのごとく、対日平和条約を準備するに当って生ずる領土問題を解決するとともに、もしわれわれが日本が武力によって占領した諸地域に対する論議の余地なき国家の領土権から議論を進むべきものとするならば、条約はこの点に関し明確を欠いてはならないのであります。

（中略）

平和条約米英草案の領土問題に関する部分について、ソ連邦代表団は、日本軍国主義者達によって分割された台湾、澎湖島、西沙群島及びその他の島々のごとき、中国の領土の欠くことのできない部分の返還に対する中国の、議論の余地なき権利を、この草案がはなはだしく侵害するものであることをのべる必要があると考えるのであります。草案は、これらの領土に対する権利を日本が放棄することに言及するだけで、これらの領土のそれ以上の運命については、故意に触れることを省略しているのであります。しかしながら、実際には、台湾及び前述の諸島は、アメリカ合衆国によって占拠され、合衆国は、審議中の平和条約草案の中でこの侵略的行動を合法化しようと欲しているのであります。ところで、これ等の領土の運命は、絶対的に明白なものでなければならないのであります。彼等はその土地の主人である中国民衆の手に返還されなければならないのであります。

同様に、既にソ連邦の主権下にある千島列島はもとより、南樺太及びそれに近接する諸島に関するソ連邦の主権をはなはだしく侵害しようとして、草案は、又もや日本のこれ等領土に対する権利、権原及び請求権の放棄に言及するとどまり、これら領土の歴史的附属物及びソ連邦の領土のかかる部分に対する主権を承認すべき日本の当然の義務については何等ふれるところがないのであります。

われわれは、妥当な時に、カイロ及びポツダム両宣言並びにヤルタ協定に署名した合衆国とグレート・ブリテンとが、領土問題についてかかる提案を呈示することによって、これ等の国際的協定によって約束した義務の由々しき侵犯の道を辿ったという事実について語ろうとはおもわないのであります。

⁵ 同上、34-35 ページ。

(中略)

これを要するに、平和条約米英草案に関し、次にのべるような結論を引出すことが出来るのであります。

- 一、草案は日本の軍国主義の再建と、日本の侵略国家への変質に備えてのいかなる保証をも含んでおりません。草案は、軍国主義者日本による侵略を蒙った国々の安全を確保するためのいかなる保証をも含んでおりません。草案は日本の軍国主義の再建のための条件を創り上げ、新しい日本の侵略の危険を創っております。
- 二、草案は、事実上外国占領軍の撤退について何等の規定もしておりません。反対に平和条約署名後においてなお日本領土上に外国の武装軍隊が駐屯することと、日本国内に外国の軍事基地を存置することを保証しております。草案は、日本の自己防衛に名をかりて、日本が合衆国との侵略的な軍事同盟に参加することを規定しております。
- 三、草案は、単に、軍国主義者日本に対する戦争に参加した国々のうちのどれかを目標としてなされたいかなる提携にも参加してはならないという日本の負うべき義務を設定していないのみならず、反対に、合衆国の保護をうけてつくられた極東における侵略的ブロックに、日本が参加する道を開いているのであります。
- 四、草案は、日本の民主化について、すなわち日本における戦前のファシスト体制の復活にとって直接の脅威となる、民主主義的な権利の日本人民に対する保証について、いかなる規定も含んでいないのであります。
- 五、草案は、中国の欠くことのできない部分、すなわち日本の侵略の結果中国から分割された、台湾、澎湖島、西沙群島及びその他の領土に対する中国の正当なる権利をはなはだしく侵害するものであります。
- 六、条約草案は、ヤルタ協定で合衆国とグレート・ブリテンとが、樺太のソ連邦への返還保証した義務に矛盾するものであります。
- 七、外国の、先ず第一にアメリカの独占のためにこれらの国が占領期間中に獲得した特権を確保すべく、無数の経済に関する条項が立案されております。日本経済は、これら外国の独占に奴隷のごとく依存する状態におかれているのであります。
- 八、草案は、日本の占領に苦しんだ国々が蒙った損害に対して日本がなすべき賠償に関し、それらの国が有する合法的な請求権を無視しているのであります。同時に、直接日本人の労働によって損害を賠償することを規定して、この草案は、日本に奴隷のような賠償の形式を課しているのであります。
- 九、平和条約米英草案は、平和の条約ではなくして、極東における新しい戦争の準備のための条約であります。

7.4. 吉田代表の演説

吉田茂は、演説の中で、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます」と述べているが、グロムイコは、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだ」とは明確に主張していないので、これはソ連全権に対する反論の形を借りて、領土不拡大原則に違反した平和条約に対して、したがって米英を含む連合国全体に対して反論したものとも考えられる。

吉田は、この演説で、択捉島と国後島を「千島南部の二島」と、またウルップ島以北を「北千島」と呼んでいる。また「千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の一九四五年九月二十日一方的にソ連領に収容された」、「日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島」と述べていることから、択捉島および国後島は千島列島であり、色丹島および歯舞群島は北海道の一部であると考えていることは明らかである。

こうした「千島列島」、ならびに「北千島」と「南千島」の定義は、当時の政府では一貫しており、先に見た島津久大（ひさなが）政務局長、とくに西村熊雄条約局長の答弁「この条約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味である」等も同様の趣旨。

日本代表吉田首相の演説（抜粋）⁶

ここに提示された平和条約は、懲罰的な条項や報復的な条項を含まず、わが国民に恒久的な制限を課すこともなく日本に完全な主権と平等と自由とを回復し、日本を自由且つ平等の一員として国際社会に迎えるものであります。復讐の条約ではなく、「和解と信頼」の文書であります。日本全権はこの公平寛大なる平和条約を欣然受諾致します。

過去数日にわたってこの会議の席上若干の代表団は、この条約に対して批判と苦情を表明されましたが、多数国間における平和解決にあつては、すべての国を完全に満足させることは、不可能であります。この平和条約を欣然受諾するわれわれ日本人すらも、若干の点について苦悩と憂慮を感じることを否定できないのであります。この条約は、公正にして史上かつて見ざる寛大なものであります。従つて日本のおかれてゐる地位を十分承知しておりますが敢えて数点に付全権各位の注意を喚起せざるを得ないのはわが国民に対する私の責任と存ずるからであります。

第一は領土の処分問題であります。

（中略）

千島列島及び樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は、承服いたしかねます。

日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては帝政ロシアもなんらの異議を挿さなかつたのであります。ただ得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地でありました。一八七五年五月七日、日露両国政府は、平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償であります、事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計つたのであります。その後樺太南部は、一九〇五年九月五日ルーズヴェルト・アメリカ合衆国大統領の仲介によって結ばれたポーツマス平和条約で日本領となつたのであります。

千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の一九四五年九月二十日一方的にソ連領に収容されたのであります。

また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島も終戦当時会々日本兵營が存在したためにソ連軍に占領されたままであります。

8. サンフランシスコ平和条約のもう一つの意味＝日米安全保障条約

日米安全保障条約⁷

第1条 平和条約および本条約の発効と同時に、米国陸空海軍を日本国内およびその付近に配備する権利を、日本国は許与し、米国はこれを受諾する。この軍隊は、極東における国際平和と安全の維持に寄与し、ならびに一または二以上の外部の国による教唆または干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱および騒擾を鎮圧するため日本国の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第2条 第1条に掲げる権利が行使されるあいだは、日本国は、米国の事前の同意なくして、基地、基地におけるもしくは基地に関する権利、権力もしくは権能、駐兵もしくは演習の権利または陸軍、空軍もしくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

9. 冷戦の遺産としての北方領土問題

北方領土問題の起源

①ソ連軍による占領（ヤルタ協定に基づく）。

②サンフランシスコ平和条約による放棄。

サンフランシスコ平和条約が冷戦の産物だとすれば、北方領土問題もまた冷戦の産物であり、遺産である。

⁶ 同上、36 ページ。

⁷ 鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表』第1巻、原書房、1983年2月、444-446 ページ。